

地方競馬共同トータリゼータシステムに係る 整備実施者の公募について

下記のとおりお知らせします。

平成 21 年 4 月 1 日

地方競馬共同トータリゼータシステム
構築・運営協議会

記

1 事業の概要

(1) 事業概要

事業実施主体である地方競馬主催者の委託により、地方競馬共同トータリゼータシステム（以下「共同 TZS」という。）の構築及び管理に関する業務を行う。

(2) 発注者

帯広市、北海道、岩手県競馬組合、埼玉県浦和競馬組合、千葉県競馬組合、特別区競馬組合、神奈川県川崎競馬組合、石川県、金沢市、岐阜県地方競馬組合、愛知県競馬組合、兵庫県競馬組合、福山市、高知県競馬組合、佐賀県競馬組合、荒尾競馬組合

(3) 発注内容

整備実施者は、地方競馬主催者の指示に基づき以下の業務を行う。

共同 TZS の構築及び構築に伴うシステム開発ベンダとの契約

共同 TZS 構築プロジェクトの進行管理に係るコンサルティング会社との契約

共同 TZS に係る費用（システムの保守・運用に係るものを除く。）に関する支払、請求等の業務

データセンタの構築又は調達及び保守・運用

共同 TZS に係る損害保険契約

その他

(4) 契約期間

システムの構築期間及び運用期間を考慮し、21 年度から 29 年度までの 9 年間とする。

(5) 発注者との契約

発注者との間で 1 の(3)に記載する発注内容に係る受委託契約を締結する。

(6) システム構築費用の支払い

システム構築費用については、以下の方法により発注者から金額を支払うこととする。

システム構築費用の 1/2 又は 4/5 相当額
共同利用権料として、地方競馬活性化会議で決定された発注者ごとの負担割合に応じて、平成 21 年度から 24 年度の間、毎年度 1 回支払い

システム構築費用の 1/2 又は 1/5 相当額
共同利用権料として、地方競馬活性化会議で決定された発注者ごとの負担割合に応じて、平成 23 年度以降の発注者の利用開始年度から 29 年度までの間で、毎年度 1 回支払い

(7) 整備実施者の要件

共同利用型システムに係る同種業務の実績を有すること。

地方競馬主催者、日本中央競馬会または地方競馬全国協会から、取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく、更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。

日本国内に主な拠点を有すること。

「整備実施者公募説明書」の交付を受けた者であること。

(8) システム稼働開始時期

平成 23 年 3 月予定

2 提案書等の提出場所等

(1) 提出場所及び照会窓口

共同 TZS 構築・運営協議会事務局

東京都港区麻布台 2 - 2 - 1

地方競馬全国協会企画・事業部

電話 03-3583-6844

(2) 提出期限

平成 21 年 4 月 16 日（木）12 時

(3) 整備実施者決定の日時と通知方法

日時：平成 21 年 4 月 30 日（木）11 時

方法：電話による。

3 その他

(1) 共同 TZS 構築ベンダとの契約

整備実施者は地方競馬活性化会議で発注者が選定した共同 TZS 構築ベンダと契約を締結するものとする。

(2) 詳細は「整備実施者公募説明書」による。